

基礎・境界ソサイエティにおける代議員候補者に関する申し合わせ

(平成 24 年 12 月 6 日制定)

1. 本申し合わせは、基礎・境界ソサイエティが理事会に推薦する代議員候補者の選定方法について定めるものである。
2. 基礎・境界ソサイエティ運営規程第 5 条に定める委員により、次年度代議員候補者を 3 名連記で無記名投票を行う（1 名または 2 名のみの記載でも有効とする）。なお、委員を兼務している者の票数は 1 票とする。
3. ソサイエティ会長ならびに次期ソサイエティ会長は、2.による投票結果を尊重の上、研究専門分野等を総合的に勘案して、基礎・境界ソサイエティに 5 年以上在籍する正員 3 名を代議員候補者として選定し、本人の承諾を得たうえで理事会に提出する。
4. ソサイエティ会長は 3.による選定結果を直近のソサイエティ運営委員会にて報告する。
5. 選定に関わる事務手続きはソサイエティ会長ならびに事務局が行う。
6. 本申し合わせの改廃は基礎・境界ソサイエティ運営委員会の議により行う。
7. 本申し合わせは平成 24 年 12 月 6 日より実施する。